

る場合を含む。〕の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ、これを行うことができない。

一五 (略)

3 (略)

(計算書類等)

第五十九条 第十三条の規定により読み替えて適用する商法第二百八十二条第二項(計算書類等の閲覧等)の規定並びに第二百八十一条第一項から第四項まで(計算書類等の作成及び監査)、第二百八十一条ノ二(計算書類及び附属明細書の監査役への提出)、第二百八十一条ノ三(監査報告書)、第二百八十二条第一項(計算書類等の備置き)、第二百八十三条第一項から第五項まで(計算書類の報告、承認及び公開)、第二百八十五条(財産評価に関する特則)、第二百九十四条(会社の業務及び財産状況の検査)及び第二百九十五条(株主の権利の行使に関する利益の供与)並びに商法特例法第一条の二第一項及び第四項(定義)、第二条(会計監査人の監査)、第三条第一項から第四項まで及び第六項(会計監査人の選任)、第四条から第十五条まで(会計監査人の資格、会計監査人の職務を行うべき社員の指名、会計監査人の任期、会計監査人の解任、会計監査人の選任等についての意見陳述、会計監査人の欠けた場合等の処置、会計監査人の権限等、監査役会に対する会計監査人の報告、会計監査人の損害賠償責任、会計監査人、取締役及び監査役の連帯責任、計算書類等の提出期限、会計監査人の監査報告書、監査役会の

上した額の全額を償却した後でなければ、これを行うことができない。

一五 (略)

3 (略)

(計算書類等)

第五十九条 第十三条の規定により読み替えて適用する商法第二百八十二条第二項(計算書類等の閲覧等)の規定並びに同法第二百八十一条第一項から第四項まで(計算書類等の作成及び監査)、第二百八十二条第一項(計算書類等の備置き)、第二百八十三条第一項から第三項まで(計算書類の報告及び承認)、第二百八十五条(財産評価に関する特則)、第二百九十四条(会社の業務及び財産状況の検査)及び第二百九十五条(株主の権利の行使に関する利益の供与)並びに商法特例法第一条の二第一項及び第四項(定義)、第二条第一項(会計監査人の監査)、第三条第一項から第四項まで及び第六項(会計監査人の選任)、第四条から第十五条まで(会計監査人の資格、会計監査人の職務を行うべき社員の指名、会計監査人の任期、会計監査人の解任、会計監査人の選任等についての意見陳述、会計監査人の欠けた場合等の処置、会計監査人の権限等、監査役会に対する会計監査人の報告、会計監査人の損害賠償責任、会計監査人、取締役及び監査役の連帯責任、計算書類等の提出期限、会計監査人の監査報告書、監査役会の監査報告書並びに検査役の選任等)、第十六条第一項から第三項まで及び第五項(定時総会における貸

監査報告書並びに検査役の選任等)、第十六条第一項から第三項まで及び第五項(定時総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等)、第十七条(定時総会における会計監査人の意見陳述)、第十八条第一項から第四項まで(監査役の員数等)、第十八条の二から第十八条の四まで(監査役会の組織等、監査役会の決議方法及び監査役の損害賠償責任)、第十九条(商法の特例等)並びに第十九条の二から第二十一条まで(連結計算書類、監査役による連結子会社の調査等、大会社又はみなし大会社に該当しなくなる場合の経過措置、新たに大会社又はみなし大会社となる場合の経過措置)の規定は、相互会社について準用する。この場合において、商法第二百八十一条第一項中「営業報告書」とあるのは「事業報告書」と、「利益」とあるのは「剰余金」と、同法第二百八十一条第二項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会)」と、同法第二百八十一条第三項中「第二百八十一条第一項各号」とあるのは「保険業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル第二百八十一条第一項各号」と、同条第二項第六号中「営業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同項第七号及び第八号中「利益」とあるのは「剰余金」と、同項第九号中「第二百八十一条第一項」とあるのは「保険業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル第二百八十一条第一項」と、「営業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同項第十一号中「第二百七十四条ノ三第一項」とあるのは「保険業法第五十三条第二項ニ於テ準用スル第二百七十四条ノ三第一項」と、同条第三項中「第二百八十一条第三項」とあるのは

借対照表及び損益計算書の取扱い等)、第十七条(定時総会における会計監査人の意見陳述)、第十八条第一項から第四項まで(監査役の員数等)、第十八条の二から第十八条の四まで(監査役会の組織等、監査役会の決議方法及び監査役の損害賠償責任)、第十九条第一項(商法の特例等)、第十九条の二(連結計算書類)並びに第十九条の三(監査役による連結子会社の調査等)の規定は、相互会社について準用する。この場合において、商法第二百八十一条第一項中「営業報告書」とあるのは「事業報告書」と、「利益」とあるのは「剰余金」と、同法第二百八十二条第一項並びに第二百八十三条第一項及び第二項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会)」と、同法第二百八十五条中「財産ニ付テハ第三十四条ノ規定ニ拘ラズ」とあるのは「財産ニ付テハ」と、同法第二百九十四条第一項中「総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上又ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ社員総数ノ千分ノ三以上若ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者又ハ九名以上ノ総代)」と、同条第二項中「子会社」とあるのは「子会社(保険業法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第二百六十条ノ四第七項ニ規定スル子会社ヲ謂フ次条ニ於テ同ジ)」と、同法第二百九十五条第一項及び第二項中「株主」とあるのは「社員又ハ総代」と、同条第四項中「第二百六十七条」とあるのは「保険業法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第二百六十七条」と、商法特例法第一条の二第一項中「株式

「保険業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル第二百八十一条第三項」と、同法第二百八十二条第一項並びに第二百八十三条第一項及び第二項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会）」と、同法第二百八十五条中「財産ニ付テハ第三十四条ノ規定ニ拘ラズ」とあるのは「財産ニ付テハ」と、同法第二百九十四条第一項中「総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上又ハ三千名以上ノ社員（特定相互会社ニ於テハ保険業法第三十九条第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員）」ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ社員総数ノ千分ノ三以上若ハ三千名以上ノ社員（特定相互会社ニ於テハ同項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員）」ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者又ハ九名以上ノ総代」と、同条第二項中「子会社」とあるのは「子会社（保険業法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第二百六十条ノ四第七項ニ規定スル子会社ヲ謂フ次条ニ於テ同ジ）」と、同法第二百九十五条第一項及び第二項中「株主」とあるのは「社員又ハ総代」と、同条第四項中「第二百六十七条」とあるのは「保険業法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第二百六十七条」と、商法特例法第一条の二第一項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、「資本の額」とあるのは「基金（保険業法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額」と、同条第四項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、商法特例法第二条第一項中「商法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する

会社」とあるのは「相互会社」と、「資本の額」とあるのは「基金（保険業法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額」と、同条第四項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、商法特例法第二条第一項中「商法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、商法特例法第三条第一項中「株主総会」とあるのは「社員総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この章において同じ。）」と、同条第二項及び第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第四項中「第六項から第八項まで」とあるのは「第六項」と、「発起人が大会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けたときは発起人が、その他のときは創立総会」とあるのは「創立総会」と、商法特例法第四条第二項第二号中「商法第二百十一条ノ二」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十条ノ四第七項」と、商法特例法第五条の二第二項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会。以下この節において同じ。）」と、同条第二項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、「その総会」とあるのは「その社員総会」と、同条第三項並びに商法特例法第六条第一項及び第三項、第六条の二第二項及び第三項並びに第六条の三中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、商法特例法第七条第一項第二号中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（保険業法第五十二条第一項の電磁的記録をいう。以下同じ。）で」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、商法特例法第十二条第一項中「定時総会

「商法」と、同条第二項中「資本の額」とあるのは「基金（保険業法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額」と、「株式会社」とあるのは「相互会社」と、商法特例法第三条第一項中「株主総会」とあるのは「社員総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この章において同じ。）」と、同条第二項及び第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第四項中「第六項から第八項まで」とあるのは「第六項」と、「発起人が大会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けたときは発起人が、その他のときは創立総会」とあるのは「創立総会」と、商法特例法第四条第二項第二号中「商法第二百一十一條ノ二」とあるのは「保険業法第五十一條第二項において準用する商法第二百六十條ノ四第七項」と、商法特例法第五条の二第一項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会。以下この節において同じ。）」と、同条第二項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、「その総会」とあるのは「その社員総会」と、同条第三項並びに商法特例法第六条第一項及び第三項、第六条の二第二項及び第三項並びに第六条の三中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、商法特例法第七条第一項第二号中「電磁的記録で」とあるのは「電磁的記録（保険業法第五十二條第一項の電磁的記録をいう。以下同じ。）で」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、商法特例法第十二條第一項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、「商法」とあるのは「保険業法第五十九條第一項において準用する商法」と、同条第二項中「商法」とあるのは「保険業法第五十九條第

一」とあるのは「定時社員総会」と、「商法」とあるのは「保険業法第五十九條第一項において準用する商法」と、同条第二項中「商法」とあるのは「保険業法第五十九條第一項において準用する商法」と、同条第三項中「同法第二百八十一條第一項各号」とあるのは「保険業法第五十九條第一項において準用する商法第二百八十一條第一項各号」と、商法特例法第十三條第一項中「商法」とあるのは「保険業法第五十九條第一項において準用する商法」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第五項中「商法」とあるのは「保険業法第五十九條第一項において準用する商法」と、商法特例法第十四條第五項中「商法」とあるのは「保険業法第五十九條第一項において準用する商法」と、商法特例法第十五條中「商法第二百三十八條、第二百八十二條（有限会社法（昭和十三年法律第七十四號）第四十三條ノ二第二項において準用する場合を含む。）並びに」とあるのは「保険業法第四十一條又は第四十九條において準用する商法第二百三十八條並びに保険業法第五十九條第一項において準用する商法第二百八十二條第一項並びに」と、商法特例法第十六條第一項中「同法」とあるのは「保険業法第五十九條第一項において準用する商法」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第二項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは「保険業法第五十九條第一項において準用する商法」と、同条第五項中「商法第二百八十三條第一項」とあるのは「保険業法第五十九條第一項において準用する商法第二百八十三條第一項」と、「同法第二百八十一條第一項第一号」とあるのは「保険業法第五十九條第

一項において準用する商法」と、同条第三項中「同法第二百八十一条第一項各号」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十一条第一項各号」と、商法特例法第十三条第一項中「商法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第五項中「商法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、商法特例法第十四条第五項中「商法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、商法特例法第十五条中「商法第二百三十八条、第二百八十二条（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十三条ノ二第二項において準用する場合を含む。）並びに」とあるのは「保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法第二百三十八条並びに保険業法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十二条第一項並びに」と、商法特例法第十六条第一項中「同法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第二項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、同条第五項中「商法第二百八十三条第一項」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十三条第一項」と、「同法第二百八十一条第一号」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十一条第一項第一号」と、「電子公告（同法第六十六條第六項の電子公告をいう。以下同じ。）に準ずるものとして法務省令」とある

一項において準用する商法第二百八十一条第一項第一号」と、「同法第三百三十条第三項」とあるのは「保険業法第四十八条第二項」と「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、商法特例法第十七条中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、商法特例法第十八条の三第二項中「商法」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、商法特例法第十八条の四第一項中「につき同法」とあるのは「につき保険業法第五十三条第二項において準用する商法」と、「同法第二百八十条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条第二項」と、「により同法」とあるのは「により商法」と、同条第二項中「商法」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、商法特例法第十九条第一項中「商法」とあるのは「保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法」と、「第二百七十四条ノ二並びに」とあるのは「保険業法第五十三条第二項において準用する商法第二百七十四条ノ二並びに保険業法第八十三条第一項において準用する商法」と、商法特例法第十九条の二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第三項及び第四項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第五項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、商法特例法第十九条の三第二項中「商法」とあるのは「保険業法第五十三条第二項において準用する商法」と読み替えるものとする。

のは「電磁的方法（保険業法第四十八条第二項の電磁的方法をいう。）であつて内閣府令」と、商法特例法第十七条中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、商法特例法第十八条の三第二項中「商法」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、商法特例法第十八条の四第一項中「につき同法」とあるのは「につき保険業法第五十三条第二項において準用する商法」と、「同法第二百八十条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条第二項」と、「により同法」とあるのは「により商法」と、同条第二項中「商法」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、商法特例法第十九条第一項中「商法」とあるのは「保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法」と、「第二百七十四条ノ二並びに」とあるのは「保険業法第五十三条第二項において準用する商法第二百七十四条ノ二並びに保険業法第二百八十条第一項において準用する商法」と、同条第二項中「商法第二百八十条第二項、第二百八十一条ノ二」とあるのは「保険業法第五十三条第二項において準用する商法第二百八十条第二項並びに保険業法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十一条ノ二」と、「第二百八十三条第四項、第五項及び第七項」とあるのは「第二百八十三条第四項及び第五項」と、商法特例法第十九条の二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第三項及び第四項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第五項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、商法特例法第十九条の三第二項中「商法」と

あるのは「保険業法第五十三条第二項において準用する商法」と、
「商法特例法第二十条中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、「
「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第二項第二号中「
資本の額」とあるのは「基金（保険業法第五十六条の基金償却積立
金を含む。）の総額」と、商法特例法第二十一条中「株式会社」と
あるのは「相互会社」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会
」と、同条第五項中「資本の額」とあるのは「基金（保険業法第五
十六条の基金償却積立金を含む。）の総額」と、「株主総会」とあ
るのは「社員総会」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する商法第二百八十一条第一項の貸借対照表、
損益計算書、事業報告書及び附属明細書、前項において準用する同
法第二百八十三条第五項の貸借対照表の要旨並びに前項において準
用する商法特例法第十六条第三項の貸借対照表及び損益計算書の要
旨に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法は、
内閣府令で定める。

（登記簿）

第六十四条 登記所に、相互会社登記簿を備える。

（組織変更）

第六十八条 保険会社である株式会社は、その組織を変更して保険会
社である相互会社とすることができる。

2 少額短期保険業者である株式会社は、その組織を変更して少額短

2 前項において準用する商法第二百八十一条第一項の貸借対照表、
損益計算書、事業報告書及び附属明細書並びに前項において準用す
る商法特例法第十六条第三項の貸借対照表及び損益計算書の要旨に
記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法は、内閣
府令で定める。

（登記簿）

第六十四条 登記所に、相互保険会社登記簿を備える。

（組織変更）

第六十八条 保険業を営む株式会社は、その組織を変更して相互会社
とすることができる。

（新設）

期保険業者である相互会社とすることができる。

3| 前二項の組織変更（以下この款において「組織変更」という。）をする場合においては、組織変更後の相互会社の基金の総額を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以上の額とするため、基金を募集しなければならない。

一 第一項の組織変更 第六条第一項の政令で定める額

二 前項の組織変更 第二百七十二条の四第一項第二号の政令で定める額

4・5| (略)

6| 組織変更をする場合においては、第四項の準備金のほか、損失てん補準備金を積み立てることができる。

(組織変更計画書の承認)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 株式会社は、組織変更計画書において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 前条第四項の準備金及び同条第六項の損失てん補準備金の額
三 五 (略)

5・6 (略)

(組織変更決議の公告等及び異議申立て)

2| 前項の組織変更（以下この款において「組織変更」という。）をする場合においては、組織変更後の相互会社の基金の総額を第六条第一項の政令で定める額以上の額とするため、基金を募集しなければならない。

(新設)

(新設)

3・4| (略)

5| 組織変更をする場合においては、第三項の準備金のほか、損失てん補準備金を積み立てることができる。

(組織変更計画書の承認)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 株式会社は、組織変更計画書において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 前条第三項の準備金及び同条第五項の損失てん補準備金の額
三 五 (略)

5・6 (略)

(組織変更決議の公告等及び異議申立て)

第七十条 (略)

2 第十七条第二項から第五項まで、第七項及び第十一項並びに商法第百条第一項から第三項まで（債権者の異議）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第十七条第二項中「前項」とあるのは「第七十条第一項」と、同条第四項中「第一項の資本の減少の決議」とあるのは「第六十九条第一項の承認の決議」と、同条第五項中「商法第三百七十六条第一項（資本の減少に関する債権者の異議）」とあるのは「第七十条第二項において準用する商法第百条第一項から第三項まで（債権者の異議）」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第七十条第一項及び同条第二項において準用する第二項から第五項まで」と、「資本の減少」とあるのは「第六十八条第一項又は第二項の組織変更」と、同条第十一項中「前各項に定めるもののほか、第一項」とあるのは「第七十条第一項並びに同条第二項において準用する第二項」と、「第七項」とあるのは「第七項に定めるもののほか、これら」と読み替えるものとする。

3 5 (略)

(組織変更の認可)

第七十九条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつた場合には、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 組織変更後の相互会社が保険会社等の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

第七十条 (略)

2 第十七条第二項から第五項まで、第七項及び第十一項並びに商法第百条第一項から第三項まで（債権者の異議）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第十七条第二項中「前項」とあるのは「第七十条第一項」と、同条第四項中「第一項の資本の減少の決議」とあるのは「第六十九条第一項の承認の決議」と、同条第五項中「商法第三百七十六条第一項（資本の減少に関する債権者の異議）」とあるのは「第七十条第二項において準用する商法第百条第一項から第三項まで（債権者の異議）」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第七十条第一項及び同条第二項において準用する第二項から第五項まで」と、「資本の減少」とあるのは「第六十八条第一項の組織変更」と、同条第十一項中「前各項に定めるもののほか、第一項」とあるのは「第七十条第一項並びに同条第二項において準用する第二項」と、「第七項」とあるのは「第七項に定めるもののほか、これら」と読み替えるものとする。

3 5 (略)

(組織変更の認可)

第七十九条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつた場合には、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 組織変更後の相互会社が保険会社の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、組織変更により、保険会社等の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。

(組織変更)

第八十五条 保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社とすることができる。

2 少額短期保険業者である相互会社は、その組織を変更して少額短期保険業者である株式会社とすることができる。

(組織変更計画書の承認)

第八十六条 (略)

2 6 (略)

7 相互会社は、第二項の定款において、組織変更後の株式会社における第百十四条第一項(第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。)に規定する契約者配当に係る方針を記載し、又は記録しなければならない。

(組織変更決議の公告及び異議申立て)

第八十七条 (略)

2 第七十条第二項から第五項まで及び第七十一条第一項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七十条第二項中「第七十条第一項」とあるのは「第八十七条第一項」と、「第六

二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、組織変更により、保険会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。

(組織変更)

第八十五条 相互会社は、その組織を変更して保険業を営む株式会社とすることができる。

(新設)

(組織変更計画書の承認)

第八十六条 (略)

2 6 (略)

7 相互会社は、第二項の定款において、組織変更後の株式会社における第百十四条第一項に規定する契約者配当に係る方針を記載し、又は記録しなければならない。

(組織変更決議の公告及び異議申立て)

第八十七条 (略)

2 第七十条第二項から第五項まで及び第七十一条第一項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七十条第二項中「第七十条第一項」とあるのは「第八十七条第一項」と、「第六

十九条第一項」とあるのは「第八十六条第一項」と、「第七十条第二項」とあるのは「第八十七条第二項において準用する第七十条第二項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第二項において準用する第七十条第二項」と、「第六十八条第一項又は第二項」とあるのは「第八十五条」と、第七十一条第一項中「通知し、その承諾を得なければならない」とあるのは「通知しなければならない」と読み替えるものとする。

(組織変更の認可)

第九十三条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつた場合には、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 組織変更後の株式会社が保険会社等の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、組織変更により、保険会社等の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。

第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 他の保険会社（外国保険業者を含む。）、少額短期保険業者、船主相互保険組合（船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百

十九条第一項」とあるのは「第八十六条第一項」と、「第七十条第二項」とあるのは「第八十七条第二項において準用する第七十条第二項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第二項において準用する第七十条第二項」と、「第六十八条第一項」とあるのは「第八十五条」と、第七十一条第一項中「通知し、その承諾を得なければならない」とあるのは「通知しなければならない」と読み替えるものとする。

(組織変更の認可)

第九十三条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつた場合には、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 組織変更後の株式会社が保険会社の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、組織変更により、保険会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。

第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行（内閣府令で定めるものに限る。）

七十七号) 第二条第一項(定義)に規定する船主相互保険組合をいう。)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるものに限る。)

二〇十一 (略)

二〇九 (略)

第九十九条 (略)

二〇七 (略)

8 信託業法第十一条(営業保証金)、第二十二条から第三十一条まで(信託業務の委託、信託業務の委託に係る信託会社の責任、信託の引受けに係る行為準則、信託契約の内容の説明、信託契約締結時の書面交付、信託財産状況報告書の交付、信託会社の忠実義務等、信託財産に係る行為準則、信託の公示の特例及び信託財産に係る債務の相殺)、第四十二条(立入検査等)及び第四十九条(免許等の取消し等の場合の解任手続)並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第五条ノ四(損失の補填等)の規定は、生命保険会社が第三項の規定により保険金信託業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる信託業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十一条第十項	(略)	保険業法第三百三十三条若しくは第三百三十四条の規定により同法第三条第一
---------	-----	-------------------------------------

二〇十一 (略)

二〇九 (略)

第九十九条 (略)

二〇七 (略)

8 信託業法第十一条(営業保証金)、第二十二条から第三十一条まで(信託業務の委託、信託業務の委託に係る信託会社の責任、信託の引受けに係る行為準則、信託契約の内容の説明、信託契約締結時の書面交付、信託財産状況報告書の交付、信託会社の忠実義務等、信託財産に係る行為準則、信託の公示の特例及び信託財産に係る債務の相殺)、第四十二条(立入検査等)及び第四十九条(免許等の取消し等の場合の解任手続)並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第五条ノ四(損失の補填等)の規定は、生命保険会社が第三項の規定により保険金信託業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる信託業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十一条第十項	(略)	保険業法第三百三十三条若しくは第三百三十四条の規定により同法第三条第一
---------	-----	-------------------------------------

(略)		場合若しくは同法第二百七十二条の規定により同法第三条第一項の免許
-----	--	----------------------------------

9・10 (略)

(業務運営に関する措置)

第百条の二 保険会社は、その業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(保険会社の子会社の範囲等)

第百六条 保険会社は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一・二 (略)

二の二 少額短期保険業者

三十一 (略)

十二 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該保険会社、その子会社（第一号、第二号及び第八号に掲げる者に限る。第七項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のた

(略)		場合若しくは同法第二百七十二条の規定により同法第三条第一項の免許
-----	--	----------------------------------

9・10 (略)

(業務運営に関する措置)

第百条の二 保険会社は、その業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(保険会社の子会社の範囲等)

第百六条 保険会社は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一・二 (略)

(新設)

三十一 (略)

十二 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には

めにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イスト (略)

十三・十四 (略)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 保険会社又は前項第二号の二から第十一号までに掲げる会社の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの

二〇八 (略)

三〇六 (略)

7 第一項第十二号又は第四項の場合において、会社が主として保険会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は保険会社の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

8 商法第二百四十四条第六項（親会社の株主の株主総会議事録閲覧権）、第二百六十条ノ四第六項（親会社の株主の取締役会議事録閲覧権）、第二百六十三條第七項（親会社の株主の定款等閲覧権）、第二百八十二條第三項（親会社の株主の計算書類等閲覧権）及び第四百二十條第六項（親会社の株主の計算書類等閲覧権）の規定は、保険会社である相互会社の社員（総代会を設けているときは、総代）について準用する。

、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イスト (略)

十三・十四 (略)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 保険会社又は前項第三号から第十一号までに掲げる会社の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの

二〇八 (略)

三〇六 (略)

7 第一項第十二号又は第四項の場合において、会社が主として保険会社若しくはその子会社又は保険会社の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

8 商法第二百四十四条第六項（親会社の株主の株主総会議事録閲覧権）、第二百六十条ノ四第六項（親会社の株主の取締役会議事録閲覧権）、第二百六十三條第七項（親会社の株主の定款等閲覧権）、第二百八十二條第三項（親会社の株主の計算書類等閲覧権）及び第四百二十條第六項（親会社の株主の計算書類等閲覧権）の規定は、相互会社の社員（総代会を設けているときは、総代）について準用する。

(契約者配当)

第百十四条 保険会社である株式会社は、契約者配当（保険契約者に対し、保険料及び保険料として收受する金銭を運用することによって得られる収益のうち、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを保険約款で定めている場合において、その分配をいう。以下同じ。）を行う場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として内閣府令で定める基準に従い、行わなければならない。

2 (略)

(特別勘定)

第百十八条 保険会社は、運用実績連動型保険契約（その保険料として收受した金銭を運用した結果に基づいて保険金、返戻金その他の給付金を支払うことを保険契約者に約した保険契約をいう。）その他の内閣府令で定める保険契約について、当該保険契約に基づいて運用する財産をその他の財産と区別して経理するための特別の勘定（以下この条において「特別勘定」という。）を設けなければならない。

2 保険会社は、内閣府令で定める場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 特別勘定に属するものとして経理された財産以外の財産を当該特別勘定に振り替えること。

3 特別勘定に属する財産の管理の方法その他特別勘定に関し必要な事

(契約者配当)

第百十四条 保険業を営む株式会社は、契約者配当（保険契約者に対し、保険料及び保険料として收受する金銭を運用することによって得られる収益のうち、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを保険約款で定めている場合において、その分配をいう。以下同じ。）を行う場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として内閣府令で定める基準に従い、行わなければならない。

2 (略)

(特別勘定)

第百十八条 保険会社は、内閣府令で定める保険契約について、当該保険契約に係る責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するため、特別の勘定（次項において「特別勘定」という。）を設けることができる。

2 保険会社は、内閣府令で定める場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 特別勘定に属するものとして経理された財産以外の財産を特別勘定に振り替えること。

(新設)

項は、内閣府令で定める。

(報告又は資料の提出)

第二百二十八条 (略)

2 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保険会社の子法人等（子会社その他保険会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）又は当該保険会社から業務の委託を受けた者に対し、当該保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 保険会社の子法人等又は当該保険会社から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第二百二十九条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、保険会社の子法人等若しくは当該保険会社から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該保険会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(報告又は資料の提出)

第二百二十八条 (略)

2 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保険会社の子会社に対し、当該保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 保険会社の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第二百二十九条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、保険会社の子会社の施設に立ち入らせ、当該保険会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 保険会社の子法人等又は当該保険会社から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

(商法の準用)

第五百五十一条 商法第三百八十一条から第三百八十五条まで（整理の開始、登記、破産手続等の中止及び失効、競売手続の中止並びに時効の中止）、第三百八十六条（第一項第二号を除く。）（整理実行のために裁判所のある処分）、第三百八十七条から第三百九十一条まで（処分に関する登記又は登録、検査命令、検査役の報告事項、検査役の権限及び整理委員）、第三百九十四条から第四百条まで（損害賠償請求権の査定、監督命令、管理命令、整理終結の決定、整理終結等に伴う登記又は登録）、第四百二条（破産手続の開始）及び第四百三条（破産法の規定の準用）の規定は、相互会社（委員会等設置相互会社を除く。）について準用する。この場合において、同法第三百八十一条第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上若ハ三千名以上ノ社員（特定相互会社ニ於テハ保険業法第三十九条第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員）ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者又ハ基金（保険業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム）ノ総額ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」と、同法第三百八十六条第二項中「前項第一号乃至第三号」とあるのは「前項第一号、第三号」と、同法第三百八十九条第二号中「第九十二条第一項第二項第四項、第九十二条ノ

3 保険会社の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

(商法の準用)

第五百五十一条 商法第三百八十一条から第三百八十五条まで（整理の開始、登記、破産手続等の中止及び失効、競売手続の中止並びに時効の中止）、第三百八十六条（第一項第二号を除く。）（整理実行のために裁判所のある処分）、第三百八十七条から第三百九十一条まで（処分に関する登記又は登録、検査命令、検査役の報告事項、検査役の権限及び整理委員）、第三百九十四条から第四百条まで（損害賠償請求権の査定、監督命令、管理命令、整理終結の決定、整理終結等に伴う登記又は登録）、第四百二条（破産手続の開始）及び第四百三条（破産法の規定の準用）の規定は、相互会社（委員会等設置相互会社を除く。）について準用する。この場合において、同法第三百八十一条第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上若ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者又ハ基金（保険業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム）ノ総額ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」と、同法第三百八十六条第二項中「前項第一号乃至第三号」とあるのは「前項第一号、第三号」と、同法第三百八十九条第二号中「第九十二条第一項第二項第四項、第九十二条ノ二、第九十三条第一項、第二百六十六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三又ハ第二

二、第九十三條第一項、第二百六十六條、第二百七十七條、第二百八十八條ノ十三又ハ第二百八十八條ノ十三ノ二」とあるのは「保險業法第二十三條第四項ニ於テ準用スル第九十二條第一項第二項第四項、同法第三十條ニ於テ準用スル第九十二條ノ二若ハ第九十三條第一項、同法第五十一條第二項ニ於テ準用スル第二百六十六條（第七項第三号、第十項後段、第十一項及第十九項第三号ヲ除ク）、同法第五十三條第二項ニ於テ準用スル第二百七十七條又ハ同法第六十條第五項ニ於テ準用スル第二百八十八條ノ十三」と、同法第三百九十八條第二項中「第二百四十七條、第二百八十八條ノ十五（第二百九十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百六十三條、第三百七十二條、第三百七十四條ノ十二（第三百七十四條ノ二十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百八十八條、第四百十五條及第四百二十八條」とあるのは「保險業法第四十一條又ハ第四十九條ニ於テ準用スル第二百四十七條、同法第六十條第五項ニ於テ準用スル第二百八十八條ノ十五、同法第五十六條の二第四項ニ於テ準用スル第二百八十八條ノ十五、同法第五十六條の二第四項ニ於テ準用スル第二百八十八條、同法第七十三條第一項ニ於テ準用スル第四百十五條及同法第八十三條第一項ニ於テ準用スル第四百二十八條」と読み替えるものとする。

（解散の原因）

第百五十二條 （略）

2 （略）

3 保險会社等は、第一項の規定により読み替えて適用する商法第四百四條各号（前項において準用する場合を含む。）に掲げる事由のほ

百八十八條ノ十三ノ二」とあるのは「保險業法第二十三條第四項ニ於テ準用スル第九十二條第一項第二項第四項、同法第三十條ニ於テ準用スル第九十二條ノ二若ハ第九十三條第一項、同法第五十一條第二項ニ於テ準用スル第二百六十六條（第七項第三号、第十項後段、第十一項及第十九項第三号ヲ除ク）、同法第五十三條第二項ニ於テ準用スル第二百七十七條又ハ同法第六十條第五項ニ於テ準用スル第二百八十八條ノ十三」と、同法第三百九十八條第二項中「第二百四十七條、第二百八十八條ノ十五（第二百九十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百六十三條、第三百七十二條、第三百七十四條ノ十二（第三百七十四條ノ二十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百八十八條、第四百十五條及第四百二十八條」とあるのは「保險業法第四十一條又ハ第四十九條ニ於テ準用スル第二百四十七條、同法第六十條第五項ニ於テ準用スル第二百八十八條ノ十五、同法第五十六條の二第四項ニ於テ準用スル第二百八十八條、同法第七十三條第一項ニ於テ準用スル第四百十五條及同法第八十三條第一項ニ於テ準用スル第四百二十八條」と読み替えるものとする。

（解散の原因）

第百五十二條 （略）

2 （略）

3 保險会社は、第一項の規定により読み替えて適用する商法第四百四條各号（前項において準用する場合を含む。）に掲げる事由のほ

ほか、次に掲げる事由（保険業を営む株式会社にあつては、第二号に掲げる事由）により解散する。

一 (略)

二 第三条第一項の免許又は第二百七十二条第一項の登録の取消し

(解散等の認可)

第百五十三条 次に掲げる事項は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 保険会社等の解散についての株主総会等の決議

二・三 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 保険会社による認可の申請にあつては、当該決議に係る解散若しくは保険業の廃止又は当該合併が、当該保険会社の業務及び財産の状況に照らして、やむを得ないものであること。

二 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請をした保険会社等（株式会社及び第六十三条第一項の定款の定めをしている相互会社に限る。）を保険者とする保険契約（当該申請の日において既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める保険契約を除く。）がある場合には、第一項の認可をしないものとする。

か、次に掲げる事由（保険業を営む株式会社にあつては、第二号に掲げる事由）により解散する。

一 (略)

二 免許の取消し

(解散等の認可)

第百五十三条 次に掲げる事項は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 保険会社の解散についての株主総会等の決議

二・三 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該決議に係る解散若しくは保険業の廃止又は当該合併が、当該保険会社の業務及び財産の状況に照らして、やむを得ないものであること。

二 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請をした保険会社（株式会社及び第六十三条第一項の定款の定めをしている相互会社に限る。）を保険者とする保険契約（当該申請の日において既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める保険契約を除く。）がある場合には、第一項の認可をしないものとする。

(解散等の公告)

第百五十四条 保険会社等は、前条第一項の認可を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び当該認可を受けた事項の内容を公告しなければならない。

(保険契約の移転による解散の登記)

第百五十五条 第百五十二条第三項第一号に掲げる事由による解散の登記の申請書には、第六十五条において準用する商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）及び第七十九条（株式会社の添付書面の通則）並びに第百五十八条において準用する同法第六十一条第三項（解散の登記）に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第百三十五条第一項（第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）に規定する移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

二 第百三十七条第一項（第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）の規定による公告をしたことを証する書面

三 第百三十七条第二項（第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）の期間内に異議を述べた同項に規定する移転対象契約者の数又はその者の第百三十七条第四項（第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の内閣府令で定める金額が、第百三十七条第四項に定める割

(解散等の公告)

第百五十四条 保険会社は、前条第一項の認可を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び当該認可を受けた事項の内容を公告しなければならない。

(保険契約の移転による解散の登記)

第百五十五条 第百五十二条第三項第一号に掲げる事由による解散の登記の申請書には、第六十五条において準用する商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）及び第七十九条（株式会社の添付書面の通則）並びに第百五十八条において準用する同法第六十一条第三項（解散の登記）に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第百三十五条第一項に規定する移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

二 第百三十七条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

三 第百三十七条第二項の期間内に異議を述べた同項に規定する移転対象契約者の数又はその者の同条第四項（第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の内閣府令で定める金額が、第百三十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面